

非血縁者間造血幹細胞移植を施行する診療科の認定基準（移植施設認定基準）への
完全移行に伴う留意点について

一般社団法人日本造血細胞移植学会
移植施設認定委員会

平成 30 年 4 月 1 日より、非血縁者間造血幹細胞移植を施行するための要件は、これまでの（公財）日本骨髄バンク（以降、JMDP）の移植診療科認定および「さい帯血オンライン申込み」の利用登録（旧基準）から、本学会の定めた移植施設認定基準（新基準）による認定に完全移行いたします。

本学会が定めた新基準による認定を受けておられない場合は、平成 30 年 3 月 31 日をもって、非血縁者間における造血幹細胞移植が施行できなくなります。つきましては、以下の点についてご留意いただけますようお願い申し上げます。

1. 骨髄・末梢血幹細胞移植施設（診療科）について

JMDP の認定診療科において、平成 30 年 3 月 31 日までに JMDP に登録した患者さんについては、移植実施までにご登録の継続が可能です。新基準による認定を受けられない診療科については、同年 4 月 1 日以降は新規の患者登録はできません。

※採取施設については、これまでどおり平成 30 年 1 月に JMDP より年次調査（旧 更新調査）の文書をお送りします。この際、新基準による認定を既に受け、認定期間が 2018 年 3 月 31 日までとなっている診療科には、移植診療科認定の年次調査文書も同封いたしますので合わせてご対応ください。

2. 臍帯血移植施設について

上記と同様に新基準による認定を受けておられない臍帯血移植施設は、平成 30 年 3 月 31 日をもって「さい帯血オンライン申込み」に必要な ID が無効となります。

なお、平成 30 年 3 月 31 日以前に申し込まれた臍帯血（同一症例のみ）については、同年 4 月 1 日以降も出庫されます。

※日本赤十字社は平成 25 年度をもって事業終了した日本さい帯血バンクネットワークから「さい帯血オンライン申込み」の管理業務を承継しております。